

飯田市福祉委員条例の一部改正について

1 民生委員と福祉委員の関係について

民生委員は、民生委員法に規定された厚生労働大臣が委嘱する地方公務員です。民生委員の職務は、「①住民の生活状態の把握、②日常生活の相談、助言及び援助、③福祉サービスの情報提供、④社会福祉経営者等との連携及び活動支援、⑤福祉事務所の業務協力等」です。

一方、福祉委員は、まちづくり委員会をはじめとする地域づくり団体と連携し、住民の健康と福祉の増進を図るということが主な役割となります。

飯田市では、国の制度による民生委員の果たすべき役割と、飯田市福祉委員としての活動と重ねることにより、より効果的に住民の健康と福祉の増進を図るため、民生委員が福祉委員を兼ねることとし、条例で規定しています。

2 制度等の変遷

○新しい制度へ（介護保険制度、生活困窮者自立支援制度、重層的支援体制整備事業など）

⇒地域住民の課題が多様化し、福祉委員としての役割が多様化している。

○行政による措置から個々の契約によるサービスへ

⇒社会情勢も変わり、福祉委員としての役割にも変化が生じている。

○様々な相談機関の設置（介護事業所、地域包括支援センター、生活就労支援センターなど）

⇒複雑化・複合化する相談への対応が増え、行政や関係機関との連携、つなぎ役としての役割が求められている。

○様々な専門職の配置（介護支援専門員、相談支援専門員、地域福祉コーディネーターなど）

⇒福祉委員としての地域での見守りや支え合いを中心とした、地域福祉の推進という側面が大きくなっている。

○地域自治区制度の導入による、各地区まちづくり委員会の設置

⇒地区ごとに民生委員へ求められる役割や個々の委員活動があり、民生委員法では補完できない部分がある。

3 条例改正の理由

当条例は、地域住民の福祉課題に対して、民生委員では補えない部分を福祉委員としての活動に位置付け、地域住民の身近な相談役・つなぎ役として住民福祉の向上に寄与することを目的として昭和49年3月に制定しました。

近年では、孤立や孤独、児童・高齢者・障がい者に対する虐待、悪質商法被害、災害への備えなど地域住民の課題が多様化しています。また、上記2のように制度等が変わる中で、民生委員としての役割、そして、福祉委員として求められる役割も多様化しています。

いいだ未来デザイン 2028 後期計画の基本目標6では、地域共生社会の実現をねらいのひとつとしています。その実現に向けて、コロナ禍後の地域を取り巻く環境・価値観の変化や社会福祉関連の法整備の状況などを踏まえ、令和7年12月の民生児童委員一斉改選を迎えるにあたり、更なる地域福祉の推進につなげていくための条例改正です。